

システム利用約款

第1条 (適用の範囲) 本システム利用約款 (以下、「本約款」といいます) は、株式会社ビズリーチ (以下、「当社」といいます) が保有する、当社運営の転職希望者向けウェブサイトを通じて転職希望者に対して求人情報を提供する等の転職希望者向けメディアシステム「ビズリーチ」(BizReach) (以下、「本システム」といいます) にかかる利用契約 (以下、「本契約」といいます) を当社と締結した企業・団体 (以下、「利用企業」といいます) に対して適用するものとします。

第2条 (契約申し込み・成立)

- 1 利用企業は、本システムの利用について、当社所定の申込書等に必要事項を記入することにより申し込むものとします。
- 2 利用企業による前項の申込みに対し、当社の取引基準に基づく審査により適格と判断され、当社による承諾の意思表示がなされた場合、本契約が成立するものとします。なお、利用企業は、本約款に加え、当社が別途定めるシステム利用規約 (以下、「本利用規約」といいます) を遵守し、本システムを利用するものとします。また、本約款で使用する用語の定義は本約款で定めるほか、本利用規約の定めに従うものとします。
- 3 利用企業は、申込書等の内容に変更等が生じた場合、直ちに当社に通知するものとします。
- 4 当社は利用企業に対し、本条に基づく本契約の成立をもって、当社が利用対象として指定した本システムの範囲に限り、利用企業の採用目的 (利用企業が第三者の委託を受けて採用業務を行っている場合においては、当該第三者の採用のために利用することを含みます) にのみ利用するための非独占かつ譲渡不能な利用権限を許諾するものとします。

第3条 (システム利用料、利用企業の当社に対する報告通知)

- 1 本システムの利用料金は、基本利用料、成功報酬および追加スカウトメール利用料からなり (以下、そのいずれかまたは全てを合わせて「システム利用料」といいます)、その適用の有無、条件ないし範囲は本約款で定めるほか、申込書等に定める通りとします。
- 2 利用企業は、本システムを通じて知り得た転職希望者 (以下、「求職会員」といいます) が利用企業に入社をした場合、申込書所定の成功報酬を支払うものとします。
- 3 利用企業は、以下の各号に掲げる事由が発生した場合、前項の場合と同様に、申込書等所定の成功報酬を支払うものとします。
 - (1) 求職会員が利用企業の親会社、子会社もしくは関連会社、または利用企業と同一の親会社をもつ会社に入社した場合
 - (2) 利用企業が第三者の求人企業に対して求職会員の紹介やあっせん等を行い、当該求職会員が当該求人企業またはその親会社、子会社もしくは関連会社、または求人企業と同一の親会社をもつ会社に入社した場合
- 4 前2項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合、成功報酬は発生しないものとします。
 - (1) 利用企業が本システムの利用によらず求職会員を知り、かつ、本システムの利用によらず当該求職会員が入社に至ったものであることを、利用企業が客観的資料をもって示し、かつこれを当社が認めた場合
 - (2) 求職会員の内定承諾があった日が、求職会員と利用企業との間での採用に関する一連の連絡 (本システムを通じて開始した後の連絡は本システムを通じてか否かを問わない) における最後の日から起算して1年間を経過した場合
- 5 利用企業は、利用企業が提供した求人情報等の情報に対し求職会員が応募した日から90日以内に、当該応募した求職会員に関して「内定」、「採用」、「不採用」、「辞退」のいずれかの選考決定の内容を、本システムの利用企業専用の管理画面を通じて当社に報告するものとします。ただし、かかる90日以内に利用企業が当該内容を決定することができない場合、その旨を当該90日以内に当社に連絡し、利用企業と当社との間で協議のうえ別途合意する期限までに、当該内容を当社に報告するものとします。
- 6 利用企業が前項に基づく報告または連絡を行わないまま求職会員が応募した日から90日 (利用企業と当社との間で別途合意がある場合には、その合意した期限) が経過し、かつその後、当社による報告連絡依頼があったにもかかわらず、それ以降の利用企業の報告または連絡が30日以上遅延した場合、当社は、利用企業が当該求職会員に関して「採用」の選考決定を行ったとみなし、実際に入社有無にかかわらず、第2項所定の当該求職会員に関する成功報酬を請求することができます。
- 7 利用企業は、求職会員から入社に関わる内定承諾があった場合、成功報酬の対象になるか否かにかかわらず、内定承諾があった日から5営業日以内に、その旨を当社に報告するものとします。
- 8 利用企業は、本契約が終了した場合 (当社の責に帰すべき事由による場合を除きます) においても、求職会員の入社について成功報酬の支払義務を負う (本契約終了後に採用の意思表示、内定承諾があった場合も含みます) ものとします。ただし、第4項の適用がある場合は、この限りではありません。
- 9 利用企業は、理由の如何を問わず (求職会員が入社後に退職した場合を含みますがこれに限られません) システム利用料の減額・返金等を求めることはできないものとします。

第4条 (請求および支払方法) 利用企業は、システム利用料に関する請求書に記載された支払期日 (協議の上合理的範囲で定める期間内のもの) までに当社の指定する金融機関口座への振り込み、もしくは当社が指定する方法にて、システム利用料を支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、利用企業の負担とします。

第5条 (内定承諾ないし入社に関する調査権限)

- 1 当社または当社の指定する弁護士、公認会計士その他の専門家等は、当社が合理的な理由があると認めた場合、利用企業に対し、利用企業の営業時間内に、内定承諾の報告数、報告内容の真偽その他本契約にかかる事項につき調査をすることができるものとします。

- 2 当社は、前項と並行して、該当する求職会員に対してはも内定承諾の事実およびそれに伴う入社予定日、理論年収の情報等を確認、調査できるものとします。

第6条 (誓約事項および保証)

- 1 利用企業は、関係法令を遵守した上で、本システムを利用します。
- 2 利用企業および当社は、相手方に対し、本契約締結日前から本契約期間満了まで、次の各号の事項を表明し保証します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係団体 (関係者)、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員 (以下、あわせて「反社会的勢力」といいます) ではなく、かつそのおそれもないこと。
 - (2) 自らの役員、またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主 (出資者) 等が反社会的勢力ではなく、かつそのおそれもないこと。
 - (3) 業務遂行のため第三者を利用する場合には、当該第三者が前2号のいずれにも該当しないこと。
- 3 利用企業または当社的一方について、前項の表明保証に反する事実が判明したとき、または、自らもしくは第三者を利用して、次の各号の一に該当する行為をしたときは、他相手方は、何らの催告を要せずして本契約を解除することができるものとします。ただし、前項第3号の場合においては、相手方に対し、当該第三者との関係を速やかに解消することを要求し、相手方から相当期間内に関係が解消されたことの証明のない場合に限り、解除することができるものとします。
 - (1) 傷害、脅迫、恐喝、器物破損、けん銃不法所持等の暴力的犯罪をしたとき
 - (2) 他方当事者に対して、反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動等をとったとき
 - (3) 他方当事者の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのある行為をしたとき
 - (4) 他方当事者の名誉や信用を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき
- 4 前項の規定により本契約を解除された当事者は、解除により生じる損害等について、相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第7条 (損害賠償義務および違約金)

- 1 利用企業および当社は、本契約、本約款または本利用規約に違反し、これにより相手方に損害が生じた場合、当該相手方に直接かつ現実生じた通常の損害 (逸失利益、間接損害その他予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害は含みません) を賠償するものとします。
- 2 利用企業は、利用企業に関して求職会員その他第三者との間に紛争等が発生し、当社が直接これに対応せざるを得ない場合、当社にかかる合理的な手続き費用等を負担するものとします。
- 3 利用企業は、第3条の規定に基づき成功報酬の支払義務が発生したにもかかわらず、当社による成功報酬の徴収を妨げる行為を行った場合 (当社に対して第3条第7項の通知を行わなかった場合や、入社の前後にかかわらず事実上反する年収を報告する等虚偽の報告を行った場合を含みますが、これらに限られません)、当社に対し、第1項に定める損害賠償金とは別途、違約金として第3条第2項に定める成功報酬の3倍相当額または300万円のいずれか高い金額を支払うものとします。ただし、当該行為が専ら過失によるものである等、悪質でない当社が判断した場合は、当社の裁量により違約金の全部または一部を免除するものとします。

第8条 (解除)

- 1 当社または利用企業は、相手方が次の各号の一に該当するときは、事前の催告を要することなく、相手方に対し通知し、本契約を解除、(当社に限り) 本システムの全部または一部の利用停止、その他当社と利用企業との間の取引の全部または一部を終了することができます。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分等の処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
 - (2) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
 - (3) その他本約款または本利用規約に定める事項を遂行できる見込みがないとき
- 2 当社は、前項各号に定める事項の他、利用企業が次の各号の一に該当するときは、事前の催告を要することなく利用企業に対し通知し、本契約を解除、本システムの全部または一部の利用停止、その他当社と利用企業との間の取引の全部または一部を終了することができます。
 - (1) 当社へ提出する書類の記載事項、当社へ登録を要する事項等に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 本約款 (第6条の誓約事項および保証に違反した場合を含みます)、本利用規約その他本システムに関わる約款や利用規約等に違反した場合
 - (3) 利用企業が合理的な理由なく内定の取消または採用中止その他利用者の差別的な取り扱いまたは言動等採用活動上望ましくない行為を行った場合
 - (4) 第三者からの苦情または利用企業に起因する紛争等や適用法令の違反等によって当社の信用等に影響を及ぼす可能性があることと判断した場合
 - (5) 事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
 - (6) 合併、主要な株主の変更または事業の廃止等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- 3 利用企業は、前2項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を直ちに喪失するものとします。

第9条 (当社の免責)

- 1 当社は、本システムに関する業務において、求職会員が入力した情報の真実性、最新性、確実性等につき保証しないものとします。
- 2 当社は、利用企業に対し、求職会員の資質・能力および利用企業への適合性等につき保証しないものと、利用企業と求職会員の間に生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとします。

第10条 (契約期間)

本契約の有効期間 (以下、「契約期間」といいます) は、申込書等に定める通りとします。

第11条 (契約終了後の措置)

- 1 契約期間の満了またはいずれの当事者による本契約の解約あるいは解除により本契約が終了した場合、利用企業は、直ちに本システムの利用を中止します。
- 2 前項にかかわらず、
 - (1) 利用企業の利用する本システムを通じて知り得た求職会員の入社
 - (2) 第3条に定める本システムのシステム利用料の支払完了日
 - (3) 利用企業が提供した求人情報等の情報に関し、利用企業の利用する本システムを通じて知り得た求職会員全員の求職活動が終了する日
 - (4) ID等の有効期限のうちのいずれかが到来していない場合は、(1)～(4)のいずれか遅い日まで、本システムの利用許諾は必要な範囲で継続することとします。ただし、本契約が利用企業の責により解除された場合には、その限りではありません。
- 3 本契約終了後においても、本約款の第3条（システム利用料、利用企業の当社に対する報告通知）、第4条（請求および支払方法）、第5条（内定承諾ないし入社に関する調査権限）、第7条（損害賠償義務および違約金）、第12条（権利義務譲渡の禁止）、第14条（合意管轄）、および本条は有効に継続します。

第12条 (権利義務譲渡の禁止)

- 1 利用企業は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。
- 2 当社は、本システムにかかる事業を第三者に譲渡等（事業譲渡、会社の合併・分割に伴う承継を含みますがこれに限られません。以下、あわせて「事業譲渡等」といいます）した場合、当該事業譲渡等に伴い、本システムの運営者たる地位、本約款、本利用規約および本契約（以下、あわせて「本約款等」といいます）上の地位、本約款等に基づく権利および義務並びに利用企業の登録情報およびその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。利用企業は、本約款等上の地位、本約款等に基づく権利および義務並びに利用企業の登録情報その他情報の譲渡につき予め同意するものとします。

第13条 (約款の変更)

- 1 当社は、利用企業の一般の利益に適合する場合、社会情勢、経済事情、税制の変動等の事情の変化、法令の変更、本システムに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合、民法所定の範囲で、利用企業の事前の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することができるものとします。
- 2 当社は、前項の定めに基づき本約款の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本約款の変更を行う旨、並びに変更後の当該本約款の変更等の効力発生時期および内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、利用企業に周知するものとし、その周知の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の本約款が適用されるものとします。
- 3 当社は、本条第1項の定めに基づかず本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の内容について利用企業の同意を得るものとします。この場合も、当社は、変更後の本約款の内容を前項の定めに従って周知するものとします。なお、変更後の本約款の適用日以降に、利用企業が本システムを利用した場合には、利用企業は当該変更後の本約款の内容に同意したものとみなします。

第14条 (合意管轄)

本約款および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則：2014年7月7日作成／2014年7月8日適用

2016年8月1日一部改訂

2020年3月18日改定／適用

2021年5月1日一部改定／適用

2022年4月1日一部改定／適用

2022年12月21日一部改定／適用

システム利用規約

第1章 総則

第1条 (本利用規約について)

- 1 本システム利用規約（以下、「本利用規約」といいます）は、株式会社ビズリーチ（以下、「当社」といいます）が提供する本システムの利用条件を定めるものです。利用企業は、本利用規約に従って本システムを利用するものとします。
- 2 当社は、利用企業の一般の利益に適合する場合、社会情勢、経済事情、税制の変動等の事情の変化、法令の変更、本システムに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合、民法所定の範囲で、利用企業の事前の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更することができるものとします。
- 3 当社は、前項の定めに基づき本利用規約の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本利用規約の変更を行う旨、並びに変更後の本利用規約の変更等の効力発生時期および内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、利用企業に周知するものとし、その周知の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の本利用規約が適用されるものとします。
- 4 当社は、本条第2項の定めに基づかず本利用規約の変更を行う場合は、変更後の本利用規約の内容について利用企業の同意を得るものとします。この場合も、当社は、変更後の本利用規約の内容を前項の定めに従って周知するものとします。なお、変更後の本利用規約の適用日以降に、

利用企業が本システムを利用した場合には、利用企業は当該変更後の本利用規約の内容に同意したものとみなします。

- 5 本利用規約が新たに制定、変更等される場合には、かかる制定、変更等以前に利用企業が投稿した求人情報等の情報についてもこれが適用されます。

第2条 (用語の定義)

本利用規約において使用する用語の定義は、システム利用約款（以下、「本約款」といいます）に定義する通りの他、以下の通りとします。なお、申込書等または本約款に特別の定めのない限り、本条項における定義は本契約全体に適用されるものとします。

- (1) ビズリーチ：本システムのうち、「ビズリーチ」(BizReach)と題する部分をいいます。
- (2) ビズリーチ会員：当社の定める方法によりビズリーチに会員登録をしている求職会員をいいます。
- (3) コーポレートリクレータサポート：本約款および本利用規約に基づき、利用企業が利用するビズリーチの求人会社向けサービスをいいます。
- (4) 企業管理画面：当社が利用企業に利用を許諾するシステムで、利用企業のパソコン等のデバイスからインターネットに接続し、当社のデータベースサーバーにアクセスすることにより、次の内容が可能になる求人企業向けメディアシステムをいいます。ただし、当社は、当該内容については裁量により変更すること、または別途利用条件を定めることがあり、次のすべての機能を利用企業に保証するものではありません。
 - ア スカウトメールに添付するための求人情報の登録
 - イ 求職会員の登録情報を個人に特定しない方式で閲覧・検索
 - ウ 求職会員へのスカウトメールの送信その他求職会員との当社の定める一定の条件での通知連絡
 - エ 求職会員の進捗管理
- (5) 利用ユーザ：利用企業が承認し、本システムを利用する者をいいます。
- (6) 求人情報等の情報：利用企業が本システムに関して、当社または求職会員に提供する自社またはその親会社、子会社もしくは関連会社（ただし、利用企業が本システムを通じて知り得た求職会員を専ら第三者の求人企業に対して紹介やあっせん等を行う場合、当該求人企業またはその親会社、子会社もしくは関連会社）の求人情報、スカウトメールその他一切の情報をいいます。
- (7) 機密情報：本システムに関連し、当社および利用企業が、相手方に関し知り得た一切の情報（相手方の親会社、子会社、関連会社および顧客の情報、本システムの内容並びに当社が提供および利用企業が利用する事実を全て含みますが、これらに限られません）をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報を除きます。
 - ア 相手方から知り得た時点で公知である情報
 - イ 相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
 - ウ 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - エ 相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
 - オ 法令の定め、または裁判所・政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報
- (8) 個人情報：個人に関する情報であって、当該情報を構成する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属企業名その他の記述等により当該個人を識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。
- (9) 応募情報データ：本システムの利用履歴情報の集計データをいいます。ただし、応募情報データには求職会員の個人情報は含まれません。
- (10) スカウトメール：本システムを通じて利用企業から求職会員に対して求人情報の提供や求人勧誘を目的として送信する電子メールをいいます。このうち、プラチナスカウト（メール）とは、当社が別途定めた場合を除き、スカウトメールの返信に対して利用企業が面談・面接を確認するものをいいます。
- (11) 内定承諾：本システムを通じて知り得た求職会員に利用企業が提供した求人情報（スカウトメールで紹介した求人情報に限らず、利用企業が求職会員に対して直接間接問わず何らかの形で紹介した全部の求人情報を含みます）に関して、利用企業が当該求職会員の採用（利用企業の親会社、子会社もしくは関連会社による採用を含み、また、利用企業が本システムを通じて知り得た求職会員を専ら第三者の求人企業に対して紹介やあっせん等を行う場合、当該求人企業またはその子会社、親会社もしくは関連会社による採用を含みます）の意思表示をし、求職会員がこれを受諾し入社が確定することをいいます。
- (12) 入社：求職会員が利用企業と雇用契約その他利用企業の業務に従事するための契約（委任、準委任、請負、コンサルタントその他契約名目の如何にかかわらず利用企業の業務を求職会員が行うための契約をいいます）を締結し、当該契約に基づき労務・役務の提供を開始したことをいいます。なお、入社した日は、本システムを通じて利用企業が知り得た求職会員が、内定承諾の際に確定した入社日、もしくは実質的な勤務（研修、アルバイト等を含みます）を開始した日のいずれか早い日を指すものとします。
- (13) 申込書等：当社が別途指定する書式または電子フォームで、利用企業が本システムを利用するために本契約の申し込みをする上で必要な事項を記載する各書面または必要な事項を記入する電子フォームをいいます。

第3条 (本システムの利用方法)

- 1 利用企業は、原則自らの求人のために本システムを利用するものとし、当社の事前の承諾なくして、自己の親会社、子会社もしくは関連会社その他自己以外の求人のために本システムを利用することはできないものとします。
- 2 利用企業は、本システムについて、求職会員の行為によって登録状況（休会、退会等）に変化があることをあらかじめ承知し、

- 3 利用企業は、当社の事前の承諾なくして、本システムにかかる企業管理画面の操作その他を第三者に委託することができず、委託をする場合も本契約と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。

第4条 (利用ID・パスワード)

- 1 当社は、本契約が成立した場合には、利用企業に対し、企業管理画面の利用にかかるログインIDおよびパスワード(以下、「ID等」といいます)を発行するものとします。その後のID等の発行は、当社の定める方法および使用条件に従って、利用企業が行うものとします。
- 2 利用企業は、利用ユーザを定め、利用ユーザに対してID等を付与するものとします。ただし、利用ユーザは利用企業の役員、従業員または当社が許諾等した者等にに限られます。また、利用企業は同一のユーザに対して、一を超えるID等を発行してはならないものとし、複数のユーザをして、単一のID等を使用させてはならないものとします。
- 3 利用企業は、自らの責任によって、ID等を不正利用されないように厳格に管理するものとします。
- 4 利用企業は、第三者にID等を譲渡・貸与・開示・漏洩等をしてはならないものとします。
- 5 当社は、ID等の不正利用によって利用企業に生じた損害について責任を負わないものとします。当社は、ID等によって認証を行った後に行われた本システムの利用行為については、すべて利用企業に帰属するものとみなすことができるものとします。
- 6 利用企業は、その管理するID等を第三者に知られた場合や第三者に使用されるおそれのある場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 7 利用企業のID等の有効期限は、以下のいずれかの早いほうとし、当社は、有効期限を過ぎたID等を削除することができるものとします。なお、以下の有効期間は合理的範囲において、利用企業に対して合理的な方法で通知することにより当社が変更できるものとします。
 - (1) スカウトメールの最終送付日より1年後
 - (2) 利用企業による最後のログイン日より1年後

第2章 ビズリーチ／コーポレートリクルーターサポートの内容

第5条 (適用の範囲)

本章にさだめる閲覧・検索、登録、スカウトおよび連絡通知等を行う場合には、本利用規約を遵守するものとし、その他当社が個別にその利用方法に対して指示する場合には、これに従うものとします。

第6条 (ビズリーチ会員検索)

利用企業は、利用企業の端末等から企業管理画面より、ビズリーチ会員の登録情報について個人を特定しない方式で閲覧・検索することができるものとします。

第7条 (求人情報の登録)

- 1 利用企業は、次条に定めるスカウトメールに添付する目的で、またはビズリーチ会員の閲覧に供するよう本システムを通じて掲載する目的で、利用企業が募集している求人情報を、企業管理画面より入力して登録することができるものとします。この場合、利用企業は当社の定める最新の掲載・表記規定(以下、「掲載・表記規定」といいます)を遵守したうえで求人情報を自己の責任と判断において適宜入力するものとします。
- 2 当社は、利用企業が求人情報を登録した場合には、当該求人情報の内容が掲載・表記規定に適合する内容であるか否かを可能な限り速やかに審査するものとします。ただし、審査業務が大量に発生した場合等には、利用企業が予め希望する送信日時までに審査を行えない場合があり、利用企業はそれを予め了承します。
- 3 当社の審査により、入力された求人情報が掲載・表記規定に反すること、または事実反することが判明した場合には、当社は、求人情報を修正する権利および利用企業に対してその修正を求める権利を有します。

第8条 (スカウトメールの作成・送信)

- 1 利用企業は、求人情報を添付し、紹介勧誘のための文章を記載したスカウトメールを企業管理画面上で作成の上、第6条により検索抽出されたビズリーチ会員に対して自己の求人情報の提供のため送信することができるものとします。
- 2 利用企業は、本条に基づきメール添付送信された求人情報に変更が生じ、その他求人情報の内容を訂正する必要がある場合には、直ちに当該変更や訂正を反映させ、スカウトメールを送信したビズリーチ会員に変更や訂正内容を通知するものとします。
- 3 送信されたスカウトメールが掲載・表記規定に反すること、または事実反することが明らかになった場合には、当社は利用企業に、スカウトメール本文および求人情報の修正並びにビズリーチ会員に対して修正の通知を行うことを求める権利を有します。この場合の求人情報の再送信についても前項と同様とします。

第9条 (利用停止)

- 1 当社は、以下のいずれかの事由が生じたことと判断した場合には、利用企業への事前連絡を必要とせず、任意に、本システムの利用権限を停止することができます。この場合、利用企業は当社の指示に従い、速やかに改善措置を取らなくてはなりません。
 - (1) 利用企業が本契約、本約款ないし本利用規約の規定に違反した場合
 - (2) 支払期日までに利用企業からのシステム利用料の入金確認ができなかったとき
 - (3) その他当社が合理的な理由により必要と判断したとき
- 2 前項に基づく措置が講じられたことにより、利用企業にいかなる損害が生じたとしても、当社は利用企業に対して一切損害賠償責任を負わないものとします。

第10条 (ビズリーチ会員との連絡通知)

- 1 利用企業は、スカウトメールに対してビズリーチ会員からならんかの返信があった場合、当該ビズリーチ会員との間での連絡通知を行うことができるものとします。
- 2 利用企業は、ビズリーチ会員からのメッセージを企業管理画面上で受信した後、5営業日以内に当該ビズリーチ会員に対して何らかの連絡通知を行うよう最善を尽くすものとします。

第11条 (利用企業の当社に対する報告通知)

- 1 利用企業は、ビズリーチ会員について、次の各号に定める事項につき、これを当社の指示する頻度、方法で企業管理画面に進捗状況を入力するよう最善を尽くすものとします。
 - (1) 求人の選考状況・内定・入社等ビズリーチ会員の進捗の追加・変更
 - (2) その他別途当社の指示する内容
- 2 利用企業は本システムを通じて知り得たビズリーチ会員について、当該ビズリーチ会員がシステム利用料の対象になるか否かにかかわらず、当社が要求した場合は速やかに、当該ビズリーチ会員の選考履歴、その他当社が要求する資料を提供するものとします。

第12条 (委託)

- 1 利用企業は、当社による事前の承諾がなければ、本システムの利用にかかる全部または一部の業務を第三者に委託してはいけません。利用企業は、委託を希望する場合には書面または電磁的方法により当社に通知し、事前に当社の承諾を得なければいけません。
- 2 利用企業は、前項の定めに従い第三者に業務委託をする場合、委託先をして本契約を遵守させなければならず、当該委託先がこれに違反したときは、いかなる場合においても利用企業の違反とみなし、利用企業が当社に対し一切の責任を負うものとします。

第13条 (当社によるサポート)

当社は、利用企業による本契約に基づく本システムの利用を補助する目的で、この目的との関係において当社が合理的と判断する範囲内で以下のサポート業務(以下、「本件サポート業務」といいます)を任意で行うものとします。

- (1) 利用企業の指定する求人検索条件に従った、第6条が定める求職会員の情報検索の条件入力事務の代行業務
- (2) 第7条が定める求人情報の登録のうち、当社と利用企業間において事前に合意した事務の代行業務
- (3) 第8条が定めるスカウトメール作成の事務の補助業務

第14条 (本件業務部分の著作権)

利用企業は、スカウトメールのうち本件サポート業務の遂行として当社の作成した部分の著作権が当社に帰属することを了承するものとします。

第15条 (企業管理画面の操作委託)

利用企業は、当社が本件サポート業務を行うため、本契約の有効期間中に限り、本システムにおける企業管理画面の管理者権限を当社に利用許諾するものとします。

第16条 (本件サポート業務の性質)

- 1 当社は、利用企業から指定、登録等された検索条件、求人情報等の情報を基に本件サポート業務を遂行するものであり、利用企業が提供する情報の不足または誤謬が原因で当社の本件サポート業務の結果が不正確となった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、利用企業と求職会員の連絡通知について、スカウトメール配信後はなんらの業務を行わないものとし、利用企業は、本約款および本利用規約に従い、自己の責任において求職会員との連絡通知を行うものとします。
- 3 利用企業は、当社が行う本件サポート業務の結果が、当社によるいかなる意見表明、保証または証明を行うものではないことを確認するものとします。

第17条 (特別規定)

本章の規定その他本約款または本利用規約のいかなる規定にもかかわらず、当社は、ビズリーチないしコーポレートリクルーターサポートにおいて職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)第4条第1項に定める「職業紹介」は一切行わないものとし、利用企業の具体的な求人の申し込みのあっせん等は出来ないものとするを、利用企業がそれを予め確認し、了承します。

第3章 本システムの保守、変更、サポート

第18条 (保守作業等による本システム運営の一時的な停止)

- 1 当社は、次の各号に該当する場合には利用企業への事前の通知や承諾なしに、本システムの一時的な運営の停止を行うことがあり、利用企業は、これを予め承諾します。
 - (1) 本システムにかかるサーバーの保守または本システムの仕様変更もしくは本システムの瑕疵の修補等を行う場合
 - (2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により本システムの運営が困難または不可能になった場合
 - (3) その他当社がやむを得ない事由により本システムの運営上一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 前項に定める本システムの一時的な運営の停止により、利用企業が登録した企業情報等の本システム上への反映の遅れまたは求職会員からの情報の受信の遅れが生じた場合でも、当社は、何らの責任も負わないものとします。

第19条 (本システムの仕様変更等)

利用企業は、当社のシステム環境の変化または多数の利用企業からの要請等により、利用企業への事前の通知なく企業管理画面その他本システムの仕様を変更する場合があることを承諾します。

第4章 情報の保持、利用

第20条 (機密情報および個人情報の保持)

- 1 当社は、機密情報を本システムの提供のために必要な範囲に限り、自己もしくはグループ会社（当社の関係会社および当社と同一の親会社を有する会社をいいます。以下同じ）の役員、従業員、下請等の委託先、アドバイザー、コンサルタント、弁護士もしくは税理士等に開示できるものとし、それ以外の第三者に対しては、利用企業の事前の書面による承諾なく、開示および漏洩せず、かつ、本システムを提供する以外の目的で利用しません。
- 2 当社は、業務上必要な範囲内でのみ委託先に機密情報および個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとし、その場合、本条における当社の義務と同等の義務を当該委託先にも負わせるものとします。なお、当該委託先の本契約違反は当社の違反とみなされ、当社はその違反に関して最終の責任を負うものとします。
- 3 第1項および第2項にかかわらず、当社は、当社のグループ会社の事業運営の目的のために、本契約の存在および利用企業と当社との取引履歴等（以下、「契約情報」といいます）を当社のグループ会社に開示・提供できるものとし、当該グループ会社は契約情報にかかる目的の範囲内で利用できるものとし、この場合、当社は、当該グループ会社による契約情報の利用について責任を負うものとします。
- 4 利用企業は、本システムの採択の検討または本システムの利用を行うにあたって、知り得た機密情報および個人情報を、本システムの採択の検討または本システムにかかる求人者の遂行の目的のみ使用するものとし、その他の目的（商業目的かどうかを問いません）に使用しないものとします。
- 5 利用企業は、求職会員の個人情報を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、求職会員本人の事前の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。
- 6 利用企業は、求職会員の個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法等の適用法令を遵守したうえで、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護措置を講ずるものとします。
- 7 利用企業による求職会員の個人情報の使用および管理に関し、求職会員またはその他の第三者から、当社に対して訴訟提起およびその他のクレームがなされた場合、かかるクレームや訴訟に対して、利用企業の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 8 利用企業は、本システムの採択の検討または本システムの利用を通じて知りうる機密情報および当社の一般に公開していない情報（本システムに関する情報・しくみ・ノウハウ・プログラムソース等を含みますが、これらに限られません）を第三者へ開示・漏洩もしくは利用企業自らのために利用してはならないものとします。
- 9 利用企業は、当社から要求があった場合、直ちにすべての機密情報および個人情報を当社に返却、または情報漏洩に十分に配慮した方法で廃棄します。なお、本システムが終了した場合も同様とします。
- 10 本条の規定は、本契約の有効期間終了後も継続するものとします。

第21条 (個人情報および応募情報データの閲覧および利用)

- 1 利用企業から取得した個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
- 2 利用企業は、本システムを利用するにあたり、次の各号に定められた事項を予め承諾するものとします。
 - (1) 当社が本システムを利用企業に提供するにあたり、本契約の履行状況の確認、本システムの構築、改良、メンテナンス、当社サービスの維持向上、当社の新規サービス開発等に必要範囲内で、利用企業・求職会員間のメールの送受信履歴・内容を開覧および利用することができるものとします。また、当社は、求職会員から同意を得た範囲において、利用企業に応募した求職会員の個人情報、応募情報データ等を開覧および利用することができるものとします。
 - (2) 前号に規定する閲覧および利用の期間は、本契約の有効期間終了後も継続するものとします。
 - (3) 当社は、利用企業による本システムの利用記録、その他利用企業による本システムの利用を通じて当社が取得した情報を、特定の利用企業及び個人を識別・特定できないように加工したうえで、本システムの改善、新規サービスの開発、採用に関するコンサルティング、マーケティングその他当社の事業のために利用することができるものとします。
 - (4) 当社は、利用企業による本システムの利用記録および求職会員の個人情報を含む情報を集計・分析し、特定の個人および利用企業を識別・特定できないように加工した上で統計データを作成し、当該統計データにつき何らの制限なく利用（第三者への提供を含みます。）することができるものとします。
 - (5) 当社は、企業情報・ステータス管理その他の利用企業および求職会員による本システムの利用記録および個人情報を集計・分析し、求職会員画面における関連性の高い求人者の求人票・スカウトメール・求人企業の社名の提示、および企業管理画面における関連性の高い求職会員の提示を行う場合があります。
- 3 当社は、別途当社が収集した求職会員からのアンケート結果、応募情報データ、利用企業の利用実績（入社決定人数など当社が企業管理画面上で確認できるやりとり、その他前述の利用企業からの報告内容を含みますが、これらに限られません）をもとにした集計結果など、利用企業の効果情報を本システム上に掲示できるものとします。
- 4 当社はその裁量的な判断により、求職会員に対して、転職に関連する活動の進捗確認や、利用企業に関する情報を提供する場合があります（利用企業はこれに必要な協力を当社に行うものとします）。また、当社は上記の情報提供のために本システムの利用履歴（ページビュー、スカウトメールの送受信履歴、本システムを通じた求職会員の転職活動の過程、成否などを含みますが、これらに限られません）を、本システムを利用して確認する場合があります。

第5章 禁止事項

第22条 (禁止事項)

利用企業は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 求人情報等の情報およびその送信、再送信に関する禁止事項
 - ア 法令の定めに違反し、またはそのおそれのある求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - イ 虚偽、架空の求人情報等、求職会員の判断に錯誤を与え、またはそのおそれのある求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - ウ 求職会員が不快を感じる可能性が高いと当社が判断する求人情報等の情報を送信、再送信すること
 - エ その他当社が不適切と判断する求人情報等の情報を送信、再送信すること
- (2) その他一般的に禁止事項
 - ア 求人目的以外で求職会員と連絡、取引等する行為
 - イ 求職会員の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - ウ 本システムを通じて知り得た個人情報を「採用目的」外で利用または第三者へ開示、漏洩することにより、求職会員に不利益を与え、またはそのおそれがある行為
 - エ 当社または第三者に対し、財産権（知的財産権を含みます）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - オ 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - カ 本システムに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - キ 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
 - ク 当社のサーバに不正にアクセスする行為
 - ケ 自動巡回プログラムの使用等する行為
 - コ 本システムを含む当社のシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為
 - サ 本システムを含む当社のシステムの全部または一部につき、複製、改変、翻案、解析、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等をする行為
 - シ 求人情報ないしスカウトメールの中に、利用企業ないしその担当者の電話番号、メールアドレス等の連絡先を記載して求職会員へ提示する行為
 - ス 本システムを通じて知り得た求職会員の情報を利用して、本システム以外の方法を通じて当該求職会員に対して求人情報を提供しようとする行為（ただし、報告義務の遵守をはじめとして、本契約の適切な履行を行う場合に、本システム外で利用企業が求職会員と合理的な方法で連絡を取る場合を除く）

第6章 免責事項

第23条 (免責事項)

- 1 当社は、天災地変その他不可抗力（回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含みますが、これらに限られません）により生じた損失につき、何らの責任も負わないものとします。
- 2 当社は、利用企業または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失につき、何らの責任も負わないものとします。
- 3 当社は、本システムに関する業務において、求職会員が本システムにおいて入力した当該求職会員に関する情報の真実性、最新性、確実性等につき一切保証しないものとします。
- 4 当社は、本システムを介して取得したファイルを利用した結果、利用企業が被った損害（例えば、公序良俗に反する情報への意図しない接触、情報の誤り、コンピュータウイルス感染、その他利用企業が被った損害すべて）については一切責任を負いません。

附則：2013年12月9日作成/2013年12月10日適用

2020年3月18日改定/適用（第17条は、2020年2月3日適用）

2021年5月1日一部改定/適用

2022年4月1日一部改定/適用

2022年12月21日一部改定/適用

2023年11月8日一部改定/適用

2026年1月7日一部改定/適用

掲載・表記規定

■1、年齢の表記

労働者の募集および採用にあたって、下記の例外事由に合致しない限り、年齢の制限を設けることが出来ません。

※例外事由に当てはまる場合は、その旨を明示してください。

[例外事由1号] 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

[例外事由2号] 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合

[例外事由3号イ] 長期継続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

[例外事由3号ロ] 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

[例外事由3号ハ] 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合

[例外事由 3号二] 60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる者に限定して募集・採用する場合

■2、性別の表記

男女雇用機会均等法は、「事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。」と定めています。労働者を募集・採用する際に、性別による限定をすることは出来ません。

※ポジティブ・アクション（女性社員の活躍推進）による採用の場合を除きます。

この場合、【ポジティブ・アクション】である旨を明示してください。

※表記不可な例：「主婦歓迎」「営業マン」

表記可能な例：「主婦主夫歓迎」「営業マン(男女)」

■3、その他就職差別につながる表記

国籍、人種、本籍（出身地）、居住地、家族・家庭環境に関すること、住居の状況、生活環境に関すること、思想、生活信条、宗教、支持政党、身体条件等、就職差別につながる恐れのある表記はお控えください。

※表記不可な例：「〇〇語がネイティブ」「〇〇県出身の方」

表記可能な例：「〇〇語がネイティブレベル」「〇〇地域に詳しい方」

■4、掲載ができない求人以下に掲げる事業に関する求人はビズリーチ上に掲載することは出来ないものとします。

- ・ 風俗営業、アダルト関連事業、ラブホテル運営など風営法第2条第6項第4号に規定される業態
- ・ 出会い系、マッチングサービスの制作・運営業、結婚仲介業
- ・ 販売形態が連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネスなど）の事業
- ・ 選挙事務など公職選挙法に抵触する事業
- ・ 上記に掲げるものの他、当社が掲載することが適当でないと判断したもの

求人掲載期間中でも上記に該当することが発覚した場合、またはその可能性がある当社が判断した場合、当社は利用企業の了解を得ることなく求人の掲載を中止または終了することができるものとします。

なお、当社は当該判断の理由を利用企業に対して説明する義務を負わないものとします。

■5、年収の表記

ハイクラス会員向け：年収 800～1,000 万円レンジ以上の表記に限られます（800-900 万円という表記は不可）。

タレント会員向け：年収 300 万円以上（上限 1,000 万円以下）の表記に限られます

※上記最低年収ラインを下回ることが前提となっている求人の募集活動は出来ません。

■6、優位性の表記

利用企業の優位性について誤認又は誤解を招く可能性がある表記、意見はお控えください。

※客観的事実に基づかず表記不可な例：「日本一の～」 「世界 No.1 の～」

客観的事実の有無にかかわらず掲載が可能な一般的な例：「国内最大級の～」 「世界でトップクラスの～」

■7、連絡先の表記

スカウトメールへの御社の連絡先（メールアドレス・電話番号等）の記載は不可となります。

■8、正確かつ最新の情報の確保

掲載中の求人が終了したときは、速やかに求人の掲載を終了し、求人内容に変更が生じたときは、速やかに求人内容を変更してください。

2011年 4月 1日作成

2015年 7月 1日一部改定

2016年 8月 8日一部改訂

2022年 9月 27日一部改定

2022年 12月 21日一部改定

2023年 11月 8日一部改定

2026年 1月 7日一部改定